

－日本大気化学会規約－

【第1章 総則】

- 第1条 本会は、日本大気化学会(The Japan Society of Atmospheric Chemistry, 略称 JpSAC)と称する。
- 第2条 本会は大気化学およびこれらに密接に関連する学問分野に関心を持つ研究者相互の連携および当該学問分野の進歩発展を図り、社会へ貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は次の諸事業を行う。
- (1) 大気化学討論会をはじめとする大気化学に関する研究集会を企画開催すること
 - (2) 大気化学に関する学術議論の促進と情報発信のための学会誌を発行すること
 - (3) 国内外の学術交流の促進ならびに学協会を含む関連諸団体との連絡や情報交換を行うこと
 - (4) その他、大気化学の研究上必要な諸事業を行うこと
- 第4条 本会に、前条の事業の遂行および会の運営に伴う事務を処理するため、事務局を置く。事務局には、会計・会員担当幹事ならびに庶務担当幹事を置く。

【第2章 会員】

- 第5条 本会の会員は正会員、学生会員、シニア終身会員および賛助会員からなる。
- (1) 正会員 大気化学および関連分野の研究・教育に従事するかまたは関心を有する個人とする。
 - (2) 学生会員 大学・大学院またはこれに準ずる学校に、学部生、大学院生、研究生などとして在籍する個人とする。
 - (3) シニア終身会員 該当年度の4月1日時点で正会員歴5年以上かつ65歳以上で所定の金額を一括納付した個人とする。
 - (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、その事業を援助する個人または団体とする。
- 第6条 会員は別途定められた会費を納めなければならない。
- 第7条 本会に入会を希望する個人あるいは団体は、細則に定める手続きにより入会の申し込みを行う。
- 2 会員で退会しようとするものは、所定の手続きにより退会を申し出るものとし、会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。
- 第8条 会員は次の理由によってその会員資格を失う。
- (1) 退会
 - (2) 細則に定められた期間を超える会費の滞納があり、かつ催告に応じない場合
 - (3) 死亡または解散した場合
 - (4) その他、運営委員会において本会会員として不適当と決議された場合
- 第9条 会員資格を失ったもので、本人に入会の意思があるものは、第7条の手続きを経て、運営委員会で承認された場合、再び入会することができる。なお、会員資格を失った際に滞納会費があるものは、その相当額を納めなければならない。

改正附則(令和4年6月30日)

1. この改正は、令和4年7月1日から実施する。

改正附則(令和7年6月30日)

1. この改正は、令和7年7月1日から実施する。

【第3章 役員】

- 第10条 本会に会長、副会長各1名、および運営委員若干名、および監事1名をおく。
- 第11条 役員の任期は2年とする。
- 2 役員の任期の起算日は7月1日とする。

第12条 会長および運営委員は細則に定める方法により選出される。

- 2 会長は副会長ならびに監事各 1 名を任命する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がこれを代行する。

改正附則(令和7年6月30日)

1. この改正は、令和7年7月1日から実施する。

【第4章 運営委員会】

第13条 会長、副会長、運営委員は運営委員会を構成し、会の目的達成に必要な諸事項を協議、決定、実施する。

- 2 運営委員会の議長は会長が務める。

第14条 運営委員会は、毎年春と秋の2回、定例の運営委員会として会長が招集する。

- 2 定例の運営委員会のほか、会長が必要と認めたとき、臨時運営委員会を招集できる。または運営委員の3分の1以上から招集請求がなされたときは、臨時運営委員会を招集しなければならない。
- 3 会長が必要と認めた場合の臨時運営委員会は、電子メールや学会ポータルサイトを活用した文書持ち回り（以下、メール審議）で行うことができる。

第15条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立とする。ただし、当該議事につき、あらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

- 2 運営委員会では、当該議事について、出席した構成員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 3 メール審議での議事については、すべての構成員を出席者とみなし、文書による意思表示が構成員の過半数となることを持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

【第5章 会計】

第16条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第17条 本会の経費は次のものを充てる。

第18条 会費の管理は、事務局の会計・会員担当幹事が担当する。

第19条 本会の会計は監事による監査を受ける。

- 2 監事は運営委員会に出席して会務および財産の状況について意見を述べる事が出来る。

【第6章 規程の変更】

第20条 本規約の改正は運営委員会の決定による。

附則

(大気化学研究会からの移行)

1. 本会は、大気化学研究会の活動を継承するものとする。

(設立時の役員)

2. 本会設立時の会長、副会長、運営委員は選挙によらず、大気化学研究会の役員が就任する。
3. 本会設立当初の役員任期は、本会の成立の日から平成 27 年春季の運営委員会開催日までとする。
4. 本附則2項により任命された役員の再任に関しては、本会の規則および細則に従う。

(設立時の会計)

5. 本会の設立当初の会計年度は第16条の規定に関わらず、本会の成立の日から平成26年3月31日までとする。

6. 本会の設立当初の会費は、大気化学研究会の会費を引き継ぐものとする。
(規約の施行)

7. この規約は平成26年1月1日より実施する。

改正附則(平成29年2月1日)

1. この改正は、平成29年4月1日から実施する。